

令和6年 第1回

千葉県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

開会・閉会 令和6年2月9日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 日 (2月9日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した議会事務局職員の職氏名	4
○開会及び開議宣告	5
○令和6年能登半島地震の犠牲者に対し黙祷	5
○諸般の報告	5
○日程第1 議席の指定	6
○日程第2 会議録署名議員の指名	6
○日程第3 会期の決定	7
○日程第4 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する 規則の制定について	
・提案説明	
松崎栄二議会運営委員長	7
・討論及び採決	8
・全会可決	
○日程第5 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
日程第6 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程第7 議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第6号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第7号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第12 議案第8号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

(一括議題)

・提案説明

井崎義治広域連合長…………… 1 0

・質疑…………… 1 1

・討論及び採決…………… 2 0

・全会可決(議案第1、2、3、5、6号)

・多数可決(議案第4、7、8号)

○日程第13 請願第1号 令和6・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないように求める請願

・議決不要…………… 2 5

○日程第14 一般質問

1. 増田好秀 議員(3番)…………… 2 6

2. 山本英司 議員(11番)…………… 2 9

3. 石井芳清 議員(53番)…………… 3 2

○日程第15 委員会の閉会中継続調査の件…………… 3 7

○閉議及び閉会宣告…………… 3 7

○会議録署名議員…………… 3 9

○議決結果等…………… 4 0

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第9号

令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年1月26日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

記

1 日 時 令和6年2月9日（金） 午前10時00分から

2 場 所 TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルト

（千葉県千葉市中央区問屋町1番45号千葉ポートスクエア内）

令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

令和6年2月9日（金）午前10時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第5 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第5号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第6号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第7号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 議案第8号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 第13 請願第1号 令和6・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願
- 第14 一般質問
- 第15 委員会の閉会中継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第5 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第7号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第12 議案第8号 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第13 請願第1号 令和6・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願
- 日程第14 一般質問
- 日程第15 委員会の閉会中継続調査の件

出席議員（52名）

1番	あ 麻	そう 生	のり 紀	お 雄	2番	ひろ 広	の 野	やす 恭	よ 代
3番	ます 増	だ 田	よし 好	ひで 秀	4番	わた 渡	なべ 辺	けん 賢	じ 次
5番	あき 秋	やま 山	みつ 光	あき 章	6番	わた 渡	なべ 辺	あつ 厚	こ 子
7番	すず 鈴	き 木	とも 智	あき 明	8番	やま 山	ぐち 口	かつ 克	み 己
9番	かね 金	さか 坂	みち 道	ひと 人	10番	かん 神	ざき 崎	とし 利	かず 一
11番	やま 山	もと 本	えい 英	じ 司	12番	うえ 上	の 野	たか 高	し 志
13番	みや 宮	うち 内		たもつ 保	14番	さ 佐	の 野	まさ 正	と 人
15番	まつ 松	もと 本	ひろ 寛	みち 道	16番	まつ 松	ざき 崎	えい 栄	じ 二
18番	わた 渡	なべ 辺	じん 仁	じ 二	19番	すえ 末	なが 永		隆
20番	茅	の 野		さとし 理	21番	かわ 川	また 股	せい 盛	じ 二

22番 いずみ かわ 洋 二
 25番 さい とう 哲
 27番 お くに いさむ
 29番 かな まる かず ふみ
 31番 あら の みね ゆき
 33番 いし ばし はる お
 35番 いし かわ かず ひさ
 37番 あき ば よし み
 39番 ふじ むら つとむ
 41番 こう さか きょう こ
 43番 やり だ たか とし
 45番 かわ しま ふ じ こ
 47番 く が ま すみ
 49番 とうかいりん とう じ
 51番 か とう よし お
 53番 いし い よし きよ

23番 なら わ せい こ
 26番 あ べ ゆ り こ
 28番 くり ばやし すみ え
 30番 あら い やす ゆき
 32番 はせ が わ ひろし
 34番 く ぼ き せい じ
 36番 はん ば しん いち
 38番 しら い のり くに
 40番 いし ばし しん いち
 42番 おお あみ まさ とし
 44番 いわ さわ たつ や
 46番 おお はし てろ お
 48番 あ い いち ろう
 50番 こ さか はや と
 52番 あ そう いさむ
 54番 あお き えつ こ

欠席議員（2名）

17番 あん ざい しょう た

24番 いし い し ろう

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 井崎義治

副広域連合長 岩田利雄

事務局長 稲生敏幸

事務局次長兼
会計管理者 筒井亮子

総務課長 石橋雅人

総務課
課長補佐 安原寛

資格保険料
課 服部茂樹

資格保険料課
課長補佐 久保田英志

給付管理課長 天野武彦

給付管理課
課長補佐 工藤哲

職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	松 尾 昇	書	記	式 部 裕 市	
書	記	齋 藤 靖 洋	書	記	小河原 功 夫

開会・開議 午前10時4分

◎開会宣告

○議長（渡辺賢次） ただいまから令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（渡辺賢次） 直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は49名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

◎令和6年能登半島地震の犠牲者に対し黙禱

○議長（渡辺賢次） 去る1月1日、令和6年能登半島地震が発生しました。この地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い被災者の再生、被災地の復興をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

〔議長降壇・黙禱〕

◎諸般の報告

○議長（渡辺賢次） 次に、諸般の報告を行います。

まず、議事の日程についてであります。

既に議員の皆様にお知らせしてあります、2月2日に提出された請願第1号、令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願について、先ほど開催された議会運営委員会において緊急性のあるものとして取り扱い、一般質問の前、

日程第13として日程にのせ、今期定例会において審議することが決定されましたのでご報告いたします。お手元に配付の議事日程のとおりであります。

また、紹介議員に対する質疑及び討論の発言がある場合は、通告するいとまがありませんので、挙手により行うことが併せて決定されております。ご了承願います。

次に、議員の辞職について。

閉会中、会議規則第139条の規定により辞職を許可した議員については、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員の選任についてであります。委員の欠員に伴い、閉会中、委員会条例第5条第1項の規定により、議長においてお手元に配付の議会運営委員の選任についてのとおり指名いたしましたのでご報告いたします。

次に、広域連合長から議案8件の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきましたので、ご報告いたします。お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査及び令和5年度定期監査の結果について4件の報告がありました。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議席の指定について

○議長（渡辺賢次） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺賢次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、50番、古坂勇人議員及び51番、加藤喜男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺賢次） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺賢次） 日程第4、発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案に関し提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、松崎栄二議員。

〔議会運営委員長 松崎栄二 登壇〕

○議会運営委員長（松崎栄二） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を説明いたします。

本案は、当広域連合議会全員協議会を会議規則に規定し、公務と定め、報酬及び費用弁償を支給するとともに、委員会提出議案の撤回、又は訂正の請求方法を規定し、あわせて条番号等の整理を行うためのものです。

提案に至る経緯について申し上げます。

令和5年7月25日に全員協議会終了後、議員から意見が述べられました。それは、全員協議会を正式な会議、公務と規定し、報酬等を支給すべきであるとの内容であります。

このほか、複数の議員からの意見を踏まえ、議長から検討の指示を受けた議会事務局より同年10月23日の議会運営委員会において案が示され、詳細な説明がなされました。その内容は、全国815市のうち603市、約75%の市議会において全員協議会を協議または調整の場として会議規則に規定している状況であること、ほかの広域連合議会についても同様に規定されており、その状況は40%を超えていること、加えて、当広域連合議会における現在までの経緯、経過であり、これを受け、委員会において慎重に協議、検討を行いました。

その経緯、経過の説明の中で、議会事務局からは、平成20年に地方自治法が改正されていたにもかかわらず、議会に報告、説明がなされてこなかったことに対し、歴代の議会事務局長をはじめとする事務局に成り代わり謝罪の発言がありました。

また、現行の会議規則は委員会提出議案に関し、提出の要件は規定されているものの、撤回・訂正に関する規定が整備されていない状況であり、加えて、条番号が枝番号処理されている部分もありました。

以上のほかに整理を要する箇所が複数見受けられたことから、今回大きく3点に関し会議規則を改正するものであります。

本委員会といたしましては、このような状況に鑑み、慎重に審査した結果、事務局案のとおり改正することに全委員の賛同が得られ、議会運営委員会提出議案として本日提案するに至った次第であります。

本改正案が可決されたならば、規定などの整備についても今後必要があれば引き続き検討していきたいと考えているところであります。

以上、議員の皆様のご理解、ご賛同を希望いたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺賢次） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井芳清です。

発議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の

制定に当たり、賛成の立場から討論を行います。

今回の改正は、これまで非公式であった全員協議会を会議規則に定めるものとなっております。改正会議規則第165条にうたう地方自治法第100条第12項の法的効果は、従来法的根拠のない議会活動の一環である全員協議会の法的根拠を明らかにすると同時に、出席する議員の費用弁償や公務災害、また、会議に出席する職員の根拠も明確となると考えます。

本連合は、全市町村が参加し、75歳以上の高齢者や一定の障害のある65歳以上の方々の医療事務や保健事業を行う団体です。被保険者数は本年1月時点で95万人を超え、100歳以上の方は3,104名であり、報道によれば、昨年の千葉県の敬老の日の最高齢者は112歳、1912年、明治44年生まれの方です。被保険者の大多数がああ悲惨な戦争を生き抜き、社会と家庭のために必死で働いてきた方々です。こうした方々があまねく尊厳が保たれ、みんなで長寿を喜び合える制度と運用が求められているのではないのでしょうか。

私は、本連合議会を市町村における常任委員会と考えています。本連合の運営は、職員40名弱である一方で、議員は54名です。議会としての権能を広げるとともに、連合と選出された自治体との橋渡しや、自治体での運用にも議員として果たすべき役割が大きいと考えています。

最後に、本改正案が成立した後は、会議公開の原則にのっとり、日程の事前公開や傍聴など運用規則の整備の必要性を求めて賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

◎議案第1号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺賢次） 日程第5、議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第8号、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算までの以上8件を一括議題といたします。

本案に関し提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） 本日ここに令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしました。

本定例会では、条例案4件、予算案4件の計8議案についてご審議いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等についてご報告申し上げます。

制度開始の平成20年4月末時点で約49万2,000人だった当広域連合の被保険者数は、令和6年1月末時点で約95万5,000人となり、後期高齢者医療制度開始時より46万3,000人、率にして94.1%増加いたしました。団塊の世代が後期高齢を迎えたことにより、被保険者数は令和6年度には100万人を超えると推計しています。

このような状況の中、被保険者の皆様が地域において健やかに過ごせるよう、第3期高齢者保健事業実施計画を策定し、健康寿命の延伸を目指した様々な取組を行うほか、保険料率の改定についても被保険者の皆様にできる限り大きな負担とならないよう配慮しながら適切に対応してまいります。

さらに、来年12月にはマイナンバーカードの保険証の一体化により保険証が廃止されるなど、後期高齢者医療を取り巻く環境は大きく変化いたします。当広域連合といたしましては、被保険者の皆様が将来にわたり安心して医療が受けられるよう、構成団体である市町村や関係団体との連携を密にして、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定を行うものです。

次に、議案第 2 号、千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定の整備を行うものです。

次に、議案第 3 号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、交通の利便性の向上等の社会情勢の変化に応じ、実態に即した旅費制度の運用を図るため改正を行うものです。

次に、議案第 4 号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の制度改正等に伴い、令和 6・7 年度の保険料率に関する規定及び保険料賦課限度額の規定を改めるものです。

次に、議案第 5 号、令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出予算からそれぞれ 1 億 2,689 万 4,000 円を減額し、補正後の予算額を 29 億 3,423 万円とするものです。

次に、議案第 6 号、令和 5 年度特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出予算からそれぞれ 54 億 7,824 万 8,000 円を追加し、補正後の予算額を 7,567 億 9,322 万 2,000 円とするものです。

次に、議案第 7 号、令和 6 年度一般会計予算については、主に広域連合の運営に係る予算を計上しており、令和 6 年度の当初予算額は歳入歳出それぞれ 33 億 4,529 万 5,000 円とし、保険証廃止に伴う資格確認証作成等の経費が増額したことにより、前年度と比較して約 3 億 3,289 万円、約 11% の増額となっています。

次に、議案第 8 号、令和 6 年度特別会計予算については、主に医療給付等に係る予算を計上しており、令和 6 年度の当初予算額は歳入歳出それぞれ 7,802 億 8,097 万 4,000 円とし、被保険者数の増加により医療給付費の増加が見込まれることなどにより、前年度と比較して 356 億 5,857 万 5,000 円、約 5% の増加となっています。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡辺賢次） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたしますが、質疑の方法については、申合せ事項に基づき一括質疑とし、発言時間は 20 分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり 3 回を超えることができません。これら規定を遵守の上、発言願いま

す。

広野恭代議員。

○2番（広野恭代） 私からは、議案第4号について、令和6・7年度の保険料率の改定について伺います。

私は、昨年11月9日に開催されました令和5年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、保険料率の改定について質問をいたしました。執行部からは、国の制度改正を踏まえるとともに、被保険者の過度の負担とならないよう、保険料率の上昇を抑制するための保険料調整基金をしっかりと活用して算定したとの答弁がありました。これを受けて、市町村はもとより、国や県ともしっかりと連携して適切な保険料率を算定していただきたいとの要望もさせていただきました。

言うまでもなく、令和6・7年度の保険料率の改定は、後期高齢者負担率の見直しや出産育児一時金への支援金の導入など、国の制度改正も相まって、これまでの保険料率の改定とは大きく異なっております。

また、被保険者の医療費に影響があることといえば、国において、令和6年度診療報酬改定が行われました。医療従事者の賃上げ対応で、医師の技術料や人件費に当たる本体部分をプラス0.88%、薬価はマイナス0.97%、材料価格はマイナス0.02%となり、全体でマイナスの改定内容となっております。

執行部においては、こうした国の制度改正や診療報酬改定などを踏まえて保険料率を算定しなければならず、これまでに経験したことのない大変なご苦勞をされたのではないかと考えております。

保険料率の改定は、後期高齢者医療制度をしっかりと運営していくためにも非常に重要な項目でありますので、改めてお伺いしたいと思います。

1点目は、これまでの保険料率の改定と比較して何に重点を置いたのでしょうか。

2点目として、令和6・7年度の保険料率の改定を踏まえて、被保険者にはどのように周知をしていくのでしょうか。

以上2点、伺います。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

稲生広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（稲生敏幸） 令和6・7年度の保険料率改定に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、これまでの保険料率の改定と比較して何に重点を置いたのかについてですが、これまでの保険料率の改定については、費用として、被保険者数や医療費の伸びを推計した医療給付費や保健事業費などを見込み、収入として、国、県、市町村の負担金や保険料率の上昇を抑制するための保険料調整基金などを見込んで算定しております。

今回の改定では、これらに加えて国の制度改正により後期高齢者医療制度から支援することとなった出産育児支援金や後期高齢者負担率の見直し、そして、保険料の賦課限度額の段階的な引上げなども考慮したところです。

さらに、全ての被保険者が負担する均等割額の上昇を抑制し、過度の負担とならないよう、保険料調整基金もしっかりと活用して改定を行いました。

次に、被保険者への周知についてですが、保険料率は2年に1度改定を行いますが、今回の保険料率の改定は国の制度改正による保険料の上昇が大きいことから、被保険者の方々にはしっかりと分かりやすく伝えていくことが大変重要と考えております。

そこで、国においては、県や市町村に対して制度改正に関するポスターやリーフレットを配布し周知していくと聞いております。国と連携して、広域連合では保険料率の改定に関する概要を掲載した「ちば広域連合だより」を3月下旬に被保険者へ送付します。また、7月に市町村から発送する被保険者証に保険料の見直しについてのリーフレットを同封いたします。さらに、保険料に関する問合せに対応するため、コールセンターも活用していきます。

引き続き、被保険者が安心して後期高齢者医療制度を利用できるよう、市町村をはじめとして国や県と連携しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 広野恭代議員。

○2番（広野恭代） 答弁、ありがとうございました。

被保険者の方々には丁寧に分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井です。

議案第4号、7号、8号について質疑いたします。

まず、議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。先順位者からもありましたが、被保険者の多く

は年金で生活をしており、物価高騰により生活の実態は大変厳しい状態に置かれております。物価高騰に対し、国も給付金等経済の底上げを図っている中で、令和４・５年度より１人当たり年間保険料額4,152円増の提案について連合長の考えを伺いたいと思います。

２点目、１月26日の全員協議会で、県と協議し知事の承認を得たやの説明があったと思いますが、その内容について説明を求めます。

３点目、基金76億円から100億円に増額した理由について改めて説明を求めます。

次に、議案第７号、令和６年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案について伺います。

１点目、17ページ、一般管理費、懇談会委員謝礼であります。本年度の実施方法について伺います。５年度は、訪問により懇談を行ったとされております。６年度ではどのように実施するのかお伺いしたいと思います。

２点目、18ページ、一般管理費の中のポスター等の作成委託料及びホームページ作成システム再構築業務委託料の内容と契約の方法について伺います。

次に、議案第８号、令和６年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算案について伺います。

47ページ、一般管理費、資格管理事務費、この中でありますが、まず被保険者証の発行方針について伺います。

２点目、停電等何らかの理由でカードの読み取りができない場合の対応について伺います。

３点目、マイナンバーカード保険証で情報漏えいなど事故があった場合の責任の所在について伺います。

４点目、紙の被保険者証を紛失した場合の対応について伺います。

５点目、マイナンバーカードを返納した場合の対応について伺います。

この２つは、途中で制度が変わりますので、前後も含めて答弁をいただきたいと思います。

最後に、資格確認書と被保険者証との差異について伺います。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

石橋総務課長。

○総務課長（石橋雅人） 私からは、議案第４号の３点、議案第７号の２点についてお答えいたします。

初めに、議案第４号、保険料に関しまして、物価高騰により国も給付金等経済の底上げを図っている中で、令和４・５年度より１人当たり年間保険料額が４,１５２円増になっていることについてお答えいたします。

保険料率の改定は法律に基づき２年に１度実施いたしますが、今回の改定は国の制度改正による出産育児支援金の導入や後期高齢者負担率の見直しなどがあり、これまでの改定と比較して負担増加の要素が大きいものとなっております、また、年間保険料の上限である賦課限度額も引き上げられたことで、１人当たり平均年間保険料額が増加しております。

当広域連合としましては、令和６・７年度の２年間の費用と収入の見込みを精査するとともに、保険料調整基金を十分に活用し、全ての被保険者が負担する均等割額の増加については、現行と比べて４００円の増に抑え、保険料率を算定したところでございます。

今後も財政運営と被保険者負担のバランスを考慮しつつ、保険者として適切な制度運営に尽力してまいりたいと考えております。

次に、同じく議案第４号、県と協議し知事の承認を得た、その内容についてお答えします。

保険料率の改定に伴う条例改正を行う際は、法律に基づき千葉県知事と協議を行わなければならないとされております。県との協議では、推計被保険者数や医療給付費の見込み、千葉県が管理している財政安定化基金の活用方法、保険料調整基金の活用方法、保険料率の試算結果などの項目を協議いたしました。県においては、今回の保険料率改定内容を千葉県知事まで説明済みでございまして、同意を得ております。

次に、同じく議案第４号、基金を７０億円から１００億円に増額した理由についてお答えいたします。

今回の改定は、国の制度改正により、令和４・５年度から６・７年度にかけて被保険者の急激な負担増が見込まれます。第１回の試算では、令和６・７年度から８・９年度で基金を活用することを条件に算定いたしました。第２回の試算では、令和６・７年度に活用する基金を増額し、令和４・５年度から８・９年度にかけて被保険者一人一人の負担が急激に上昇しないよう、基金の繰入額を検討したところです。

結果、令和６・７年度に１００億円を繰り入れ、令和８・９年度に約４０億円を繰り越す

活用方法といたしました。

次に、議案第7号、一般管理費、懇談会委員謝礼、本年度の実施方法についてお答えいたします。

千葉県後期高齢者医療懇談会は、被保険者や保険医など12名の代表で構成され、様々なお立場から後期高齢者医療制度の運営に関しご意見を聴く場でございます。令和5年度の開催方法については、新型コロナウイルスの状況等を鑑み、個別訪問による開催としたところでございます。令和6年度の開催方法については、引き続き各分野の代表委員から広くご意見をいただけるよう、懇談会会長等と協議した上で、対面での会議も視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

最後に、議案第7号、ポスター等の作成委託料及びホームページ作成システム再構築業務委託料の内容と契約方法についてお答えいたします。

まず、現状の広報物の配布先については、後期高齢者の方が目に触れる機会が多い施設を考慮し、市町村窓口、県内高齢者施設、県内医療機関等に配布しております。今後より効果的に広報活動が行えるよう、県の施設等への配布についても検討してまいりたいと考えております。

また、ホームページ作成システム再構築業務委託料は、ホームページで使用しているサーバーのオペレーティングシステムのサポート期間が令和6年度中に終了することに伴い、ホームページのリニューアル関連費用のほかに、サーバー等の更新に伴う経費も計上しているところでございます。契約方法については、他の広域連合の実績なども参考に適切な方法を採用しようと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 私からは、議案第8号、特別会計予算案、一般管理費、資格管理事務費についてお答えします。

被保険者証の発行方法ですが、令和6年8月に行う年度更新につきましては、例年どおり令和7年7月末の1年間有効な被保険者証を、マイナンバーカード保険証を保有している方も含め被保険者全員に交付いたします。

改正法の施行される12月2日以降につきましては、マイナンバーカード保険証を保有していないなどマイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない

状況にある方には資格確認書を交付し、マイナンバーカード保険証を保有している方には負担割合などの資格情報のみを記載した資格情報のお知らせを交付いたします。

次に、停電等何らかの理由でカードの読み取りができない場合の対応についてお答えいたします。

現時点では詳細な取扱いはまだ定まっておりますが、停電や機器のトラブル等により資格確認ができない場合には被保険者証やスマートフォンのマイナポータル画面により資格の確認を行うか、被保険者資格申立書の提出などにより本来の自己負担額で受診できるようになると考えております。

次に、マイナンバーカード保険証で情報漏えいなどの事故があった場合の責任の所在についてですが、現在の被保険者証でも、情報漏えいがあった場合にはその漏えいの原因により責任の所在が異なるものであり、マイナンバーカード保険証により情報漏えいが起きた場合でも同様であると考えております。

次に、紙の被保険者証を紛失した場合の対応についてお答えいたします。

現在、被保険者証を紛失した場合には、市町村の窓口で申請いただくことで、その場で再交付しております。改正後の詳細な取扱いは定まっておりますが、現在と同様に市町村の窓口で申請いただき、資格確認書の交付対象者については窓口で資格確認書を交付することになるものと考えております。

次に、マイナンバーカードを返納した場合の対応についてお答えします。

現在は、被保険者の方は被保険者証を全員お持ちですので、そちらを使用して受診していただくことになると考えております。改正後ですけれども、市町村の返納手続の際に資格確認書の申請を併せてご案内することを想定しておりまして、後期高齢者医療制度においては、各市町村の担当窓口で資格確認書をその場でお渡しすることを考えております。

最後に、資格確認書と被保険者証との差異についてお答えいたします。

国からの通知によりますと、資格確認書の記載事項につきましては、現行の被保険者証の記載内容を網羅するものとなっております。また、本人の希望に基づき高額医療費の区分など任意の項目を記載することができるようになっております。

いずれにいたしましても、制度の移行に当たっては混乱が起きないように丁寧な周知に努め、後期高齢者医療制度の被保険者の方が必要な医療を受けられるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。

それでは、議案第7号について再度質疑いたします。

まず、懇談会の運営であります。対面も視野に入れ考えたいという答弁をいただいたわけですが、対面による訪問、そして会議と、それぞれ特質、メリット・デメリットがあるかと思えます。この間もたしか2度、複数回実施したことがあるやに伺っております。そういう面では、委員長の――座長と申しましょうか、判断もあるかと思えますけれども、大変重要な会議でありますし、様々な県民の声を連合に生かしていく。また、訪問ではなかなか委員全体に一つの話題が共有できないという懸念点もあるかというふうに思われます。ぜひ、これはそういう形で、複数回の実施も視野に県民の声を幅広く連合の事務に生かしていただきたいというふうに考えておりますが、これについて伺いたいと思います。

2点目、ポスター等については千葉県の機関等についても配布を検討するというところで、幅広く対応を求めたいと思います。

次に、ホームページ作成システム再構築業務委託であります。これはホームページの改定と、サーバー等も一緒に変更するということでありますが、それでは非常に分かりづらい予算の説明になっているかと思えます。ホームページの作成については、その算定根拠と申しましょうか、それはいかようになっているのか。ホームページの改定が幾らなのか。また、サーバーの改定と申しましたか、それが幾らになるのか。一般的に、ホームページについてはページ当たり幾らというような形での作成が一般的だと思われるわけですが、改めてこれについてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、第8号であります。切れ目のない、支障のない運用ということですが、まだ様々な点で定まっていないと、事務が明確になっていないという説明があったわけがあります。これは連合の責任ではないというふうに思われますが、十分な対応を改めて求めたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます、石橋総務課長。

○総務課長（石橋雅人） ただいまの石井議員からの再質疑についてお答えいたします。

まず、議案第7号の懇談会の開催方法についてです。ご指摘どおり、また、先ほどの答弁の繰り返しになってしまうんですけれども、懇談会の委員の方々といろいろ協議、

ご相談の上で方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、同じく議案第7号のポスター、広報物の配布先等なんですが、県の施設等というのは一例でございまして、ほかにもいろいろ配布先として適当なところがございましたら活用をしてまいりたいと考えております。

次に、ホームページのサーバー更新の予算額についてですが、まず、現行のホームページのサーバーについて、令和6年度で契約期間が終了いたします。その契約の終了に伴いまして、サポートが終了することになりますと、不正アクセスやウイルス感染、情報漏えい、改ざんといった問題発生が起こる可能性がございますので、今回その更新も含めた予算計上となっております。その費用なんですが、現在、複数社から見積りを取った結果として、サーバー更新としては278万円ほどの予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 服部資格保険料課長。

○資格保険料課長（服部茂樹） 制度改正に当たって十分な対応を取るよというご質疑でございます。

まだ決まっていないことも多いところでございますが、制度の移行に当たっては混乱が起きないように様々な広報媒体を通じて丁寧な周知を図っていくとともに、被保険者の方が必要な医療を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔53番 石井芳清「議長、答弁漏れがあるんですが。」と呼ぶ〕

○議長（渡辺賢次） ご指摘ください。石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。

ホームページの作成、改定ということについても入っているわけですよね、サーバー以外にも。その算定根拠も先ほど質疑してましたが……。

○議長（渡辺賢次） 答弁漏れ。石橋総務課長。

○総務課長（石橋雅人） 失礼いたしました。ホームページのリニューアル等の費用も含んでございます。

以上でございます。

〔53番 石井芳清「算定根拠。」と呼ぶ〕

○議長（渡辺賢次） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋雅人） 失礼しました。それでは、予算の内訳お伝えいたします。

プロジェクト管理、設計、デザイン、コーディング管理費用が約455万円。ソフトウェア、サーバー環境設定関連費用が約278万円。次に、データ移行関連費用が約70万円、次に、操作研修関連費用が約61万円。最後に、管理費用一式といたしまして約112万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（渡辺賢次） よろしいですか。——以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

まず、議案第1号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第2号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第3号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第4号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井です。

議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

今回の保険料の改正案は、保険料の値上げ幅の縮減に一定の努力は認めますが、現行の1人当たり平均年間保険料7万9,775円から8万3,927円へと、4,152円の負担増は高齢者の生活と健康を脅かすものであり、容認できるものではありません。

昨今の食料品をはじめ相次ぐ物価高騰の中で、私は町内の高齢者から、食事の回数を3回から2回に減らし、おかずの品数も減らしている、減らされた年金の中で工面するのも限界だ、少ない年金で保険料が値上げされたらもう暮らしていけないと訴えられました。

本日提出されている、社会保障千葉県協議会の保険料を上げないよう求める請願を見ましても、アンケートに約8割の方が「保険料が高い」と答え、5割近い方が「無理して支払い」と回答し、そのうち「生活費を削って」と答えた方が5割を占めていると記されています。

後期高齢者医療制度となって16年、保険料は右肩上がりに負担が増え、その大きな要因の一つが後期高齢者負担率が発足時の10%から2年ごとに1ポイントずつ定期的に値上げされる制度となっていることです。

改正案でも、現行の負担率11.72%から12.67%へ、0.95%も引き上げられています。保険料の負担が増えるのなら、せめて窓口の負担が軽減されるのかと思えば、逆に窓口の負担も増えるなど無慈悲な制度と言わざるを得ません。

しかも今回は、少子化対策の財源確保、現役世代の負担軽減の名で出産育児支援金が導入され、値上げの上乗せがされています。私は、社会保障は経済成長の足かせではなく、社会保障は経済と考えています。例えば、年金は2か月に1回の支給では遅いという声上がるほど、振込日に銀行のATMの前に行列ができるほど待たれていて、すぐに生活費として使われ、地域経済に回っています。地域経済の重要なエンジンが年金ではないのでしょうか。その手取りが減れば、政府が暮らしの応援や経済の浮上に給付金など様々な手当てをしていますが、もともと脆弱な政府の支援制度が無になりかねません。

全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に対して制度改善の様々な要望を上げていま

すが、本連合としても被保険者が安心して暮らし、医療が受けられるよう抜本的な国の財源の拡充を求めるなど、保険料の軽減に一層の努力を求めて反対の討論といたします。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第5号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第6号について。ただいまのところ討論の通告はありません。

これをもって討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第7号について。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井です。

議案第7号、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者を国保や健保から追い出し、高齢者に負担増や安上が

りの医療を押しつけ、医療給付費を大幅に削減するものであり、こうした制度を抜本的に改正を求める立場から反対を表明するものです。

なお、令和6年度は、平均自立期間を1年延伸する第3期データヘルス計画の初年度の年であり、実施する職員の体制強化が必要であると考えます。積極的な目標の実現に必要な職員の配置や3年程度で職員が入れ替わるシステムを見直し、総合調整役として事務の切れ間をなくし、関係団体や市町村と協力して目標が達成できるよう体制づくりを求めます。

また、ホームページ作成システム再構築業務委託料は適正な価格とは言い難く、実施に当たっては十分な精査が必要と考えます。

以上2点を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第8号について。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井です。

議案第8号、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度が発足して16年目、本予算案は現年度と比べ4,152円と大幅に引き上げられた保険料を実施する内容となっており、物価高騰の下で高齢者の命と暮らしを支え、安心して必要な医療が受けられる予算とは言えず、反対をいたします。

また、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化は、75歳以上の高齢者にとって死活的な問題です。病気にかかりやすく治療に時間がかかる高齢者にとって保険証は命綱であり、現行の保険証が廃止され、マイナンバーカードを持たない人が資格確認書の申請取得ができず無保険になれば命にかかわる事態です。マイナ保険証に切り替えた

人も、カードリーダーの不具合で10割負担を求められるなどトラブルが既に各地で起きています。正月に起きた能登半島地震では、停電で電子機器が作動せず、有事での紙の保険証の有効性が確認をされております。

質疑でも明らかなとおり、事務手続が不明のところも多く、連合の事務も医療機関も多様な保険証の扱いに混乱は必至です。有事の際にも有効で、かつ、マイナンバーカードへの一体化への高齢者の不安を払拭できるのは、現行の紙の保険証を残すことではないでしょうか。医療へのアクセスを阻害することは人権の侵害にもなると日弁連は意見書を国に提出しております。

最後に、当広域連合は年度中に被保険者数が約100万人の大台に達すると予想されております。被保険者が安心して必要な医療が受けられるよう、保険事務に万全の体制を求めます。また、保険料の軽減に国の財政支援の強化を強く求めることや、独自の負担軽減措置などを設けることを強く要望し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 次に、麻生勇議員。

〔52番 麻生 勇 登壇〕

○52番（麻生 勇） 大多喜町の麻生勇でございます。

議案第8号、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度においては、団塊の世代の方々が後期高齢者へ移行していることで被保険者数の増加が加速し、これに伴い医療費も毎年増加していく一方で、支え手となる働き盛りの若い方の人口はどんどん減少しております。

国では、医療保険制度の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでいくため、様々な議論を進めているところであり、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要な社会保障サービスが必要な者に適切に提供される社会の実現に向け、医療・介護制度の改革等に向けた取組を着実に進めるとしてあります。

私の地元、大多喜町でも高齢化が進み、住民の2.3人に1人が65歳以上です。そして、4.2人に1人が75歳以上となっており、国平均よりも早いペースで高齢化が進んでおりますが、町としても高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が積極的に地域や社会に参画しながらお互い支え合う地域を目指し、町全体で取り組んでいるところであります。

このような社会情勢の中で編成された広域連合の令和6年度当初予算案ですが、この

特別会計は先ほどの説明にもあったとおり、後期高齢者医療制度の医療費に係る経費が中心ということで、約7,500億円と大変大きな予算となっています。

歳入については、現役世代からの支援金をはじめ、国、県、市町村からの負担金、国からの交付金や各事業に対する補助金などが適切に計上されており、必要な財源を的確に確保していると認められます。

歳出については、大きな割合を占める医療給付費は、被保険者の増加に伴い増え続ける中、レセプト点検やジェネリック医薬品の推進など医療費の適正化に取り組むとともに、データヘルス計画に基づき保健事業と介護予防の一体的な実施など、保健事業の推進を通して被保険者の効果的な取組となっており、現役世代の人口が減少し、ますます負担が増えていく中で大変重要な取組であると認識しています。

また、マイナンバーカードと保険証の一体化に対する経費や、出産育児一時金への支援金の計上など、国の制度改正へも的確に対応されており、適切な予算編成となっていると認められます。

今後も後期高齢者医療制度を安定的に運営し、高齢者が安心して医療を受けられるよう適正な事務の執行をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（渡辺賢次） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

議案第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺賢次） 起立者多数であります。

よって、本案は可決されました。

◎請願第1号について

○議長（渡辺賢次） 次に、日程第13、請願第1号、令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願について申し上げます。

先ほど、保険料率を引き上げることとする議案第4号、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが可決され

ましたが、本請願は、議案第4号と趣旨が相反するものであります。

よって、本請願は一事不再議の規定により議決不要といたします。

◎一般質問

○議長（渡辺賢次） 日程第14、一般質問。これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、発言の方法については、申合せ事項に基づき、発言時間は、答弁を含め15分以内、発言回数については、会議規則に規定のとおり3回を超えることができません。これら規定を遵守の上、発言願います。

増田好秀議員。

〔3番 増田好秀 登壇〕

○3番（増田好秀） 市川市の増田好秀です。一般質問を行います。

前回の令和5年第2回定例会決算議会の一般質問で連合長から、制度の安定的な運営を図るため必要な財源を適切に確保するとともに様々な取組をしっかりと進めるという答弁をいただきました。そして、先ほど審議した新年度予算案は、前回の決算の状況を踏まえて、また、国における制度改正への対応や様々な事業の実施に向け編成されたものだと感じました。

前回もお伝えし、また、連合長の提案理由の説明でもありましたが、広域連合は平成20年に事務を開始し、発足当初約49万人だった被保険者数は毎年増加し、令和4年度からは団塊の世代の方が75歳を迎え、令和6年1月現在では約95万人となっています。来年度には100万人を超えることが見込まれており、設立当初の倍以上になります。医療費も発足当初の約3,977億円から令和4年度の実績では約7,515億円と2倍近く増加しており、被保険者数の増加とともに今後ますます増えていくものと予見しています。

このような状況において、後期高齢者医療制度を安定した社会保障制度として確立させるため、国では様々な議論や見直しが行われており、内閣府の令和5年版高齢社会白書によると、高齢者数がピークとなると見込まれる2043年を展望し、制度基盤の強化や持続性の確保のための取組が進められています。

中でも、マイナンバー制度関連については、来年12月2日に保険証の廃止を予定どお

り行うため、マイナンバー情報総点検本部において岸田総理大臣や河野デジタル大臣が言及されました。デジタル庁を中心として設置されたマイナンバー情報総点検本部では、マイナンバー情報の点検対象件数8,208万件のうち0.01%に当たる8,351件にひもづけの誤りがあり、修正されたことが発表されました。

そして、「週刊社会保障」No.3243によると、今後システムの改修や定期的にマイナンバー情報を確認するといった再発防止策を行うとし、安心してマイナ保険証が利用できる環境の整備に取り組むとしています。

また、保険料率の改定については、国において全ての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障制度を構築するとしています。出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの負担などに伴い、保険料の負担が増えます。

その上で、医療・介護制度の改革等に向けた取組について、国でも着実に進めると意思表示しており、今回説明を受けたデータヘルス計画の主要な事業の一つとして、保健事業と介護予防の一体的な実施があります。住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、医療保険により行っている生活習慣病対策やフレイル対策、そして介護保険事業で行っている介護予防が、さらに75歳になると後期高齢者としてまた違う保険事業で健診を行うなど、それぞれが別の事業として実施していたものを一体的に実施することで、一人一人の実情に応じた切れ目ない対応をするよう進めているところです。

このように、後期高齢者医療を取り巻く状況は、社会保障費の増大、それを支える生産年齢人口の減少など、今後さらに厳しい状況を迎える中で、国が制度改正を設計してはいますが、それはそれで、広域連合としては高齢者が安心して健やかに過ごせるよう着実に取組を進める必要があります。先ほども述べましたが、今回提案された予算編成においても、このような状況を踏まえ行われたものだと推察しています。

そこで、前回に引き続き連合長に伺いますが、連合長の広域連合の運営方針について伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

井崎広域連合長。

○広域連合長（井崎義治） 広域連合をどのように運営していくのかというご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年度に発足し、今年度で16年目を迎えますが、この間、

被保険者数は一貫して増加し、少子高齢化や急速な人口減少など制度を取り巻く状況が大きく変化する中、保険者として制度の持続性を確保し、安定的な制度運営を図っていくことがより求められております。

令和6年度の予算案を審議いただいたところですが、予算編成に当たりましては、必要な財源を適切に確保するとともに、国の制度改正にも的確に対応し、円滑な医療保険制度の運営を図るために必要な経費を計上いたしました。

また、高齢者の方がお住まいの地域でいつまでも安心して過ごせるよう、データヘルス計画を策定し、具体的な目標値をしっかりと定め、保健事業なども着実に実施してまいります。

今後とも被保険者の皆様が健やかに過ごせるよう効果的な取組をしっかりと進めてまいります。

ただ、広域連合として、今後政府の制度見直しのタイミング、加えて我々が重大な課題が発生すると思われるような場合、つまり、懸案事項についてタイミングを見て意見を述べていく、あるいは要望していくということも考えていかなければいけないかな、というふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺賢次） 増田好秀議員。

○3番（増田好秀） 分かりました。答弁を受けて3点、要望させていただきます。

1点目です。今回、保険料の増加が過度な負担とならないよう、激変緩和策として、令和6年・7年度以降も視野に入れ最大限に活用できる額の基金を取り崩すなど対策をしています。反面、特に石井議員が紹介された請願などで詳しく述べられていますが、物価が高騰する中、年金生活者の多い高齢者にとっては大変厳しい状況です。国の制度改正によるところが大きいとはいえ、大きな負担を強いての貴重な財源ですので、医療費適正化の取組をさらに強化するなど適正な事務の執行に努めていただくようお願いします。

2点目になります。マイナ保険証については、デジタル社会において質の高い持続可能な医療の実現に不可欠であると考えます。医師らは患者の同意があれば薬の処方箋や健診の結果等を共有でき、より質の高い医療の提供が期待できます。また、行政側の手続や医療費の支給なども迅速に対応できるなど、マイナ保険証にはメリットがあります。医療機関等における環境整備をしっかりといただき、資格情報を確認できる環境を整

備し、高齢者が安心して医療を受けられる環境を整えるようご尽力をお願いします。

最後、3点目になります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、令和2年から始まり、今年度は私の地元、市川市でも取組を始めたところです。これまで縦割りで健康事業、高齢者福祉、そして介護保険とそれぞれの事業課で行っていた業務を連携して行うという大きな改革であり、事業の本格化はこれからというところです。

来年度には県内54全市町村で取組を始めると伺っています。取組を行う際は、市町村の実情をよく把握し、円滑な運営を支援するとともに、医療関係団体との関係を密にし、効果的な取組を行うようお願いします。

今回のやり取りが、よりよい制度運営を考える上で少しでも寄与できればと思います。
以上です。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 山本英司議員。

〔11番 山本英司 登壇〕

○11番（山本英司） 議席番号11番、佐倉市の山本英司です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

第3期高齢者保健事業計画、データヘルス計画について質問いたします。

昨年11月、令和5年第2回定例会において、広域連合では高齢者に対する保健事業の計画となる第3期高齢者保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画の策定を行っていると同いました。

また、第3期データヘルス計画では、1つ目、健康診査事業、2つ目、歯科健康診査事業、3つ目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の3事業を主要事業として、県内54の全ての市町村及び千葉県医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの医療関係団体との連携協力関係を強化し、広域連合がその中心となって、より積極的に推し進めていくとのことをございました。

思うに、高齢者に対する保健事業とは、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防、及び心身機能の低下を防止し、できる限り長く自宅で自立した生活を送れる高齢者を増やしていく、そして県民約630万人の皆様の生涯にわたる健康の保持・増進、生活の質の維持・向上、人生の実り豊かな輝かしい高齢期を過ごしていただくことにつながるものであり、それが結果として医療費の適正化や介護給付費の低減につながるものと考えております。

私といたしましても、このデータヘルス計画の目指す健康寿命の延伸、平均自立期間の1歳延伸の達成こそ、健康で実り豊かな高齢期を希求する県民約630万人の皆様の願いであると確信しており、その実現に向けて全力で支援してまいりたいと考えております。あわせて、後期高齢者医療広域連合議会といたしまして、データヘルス計画の目指す目的を、この美しき我らの郷土、千葉県で実現するべく広域連合執行部の皆様と一緒に進めていかなければならないものと考えております。

そこで、私から第3期計画の策定について3点質問させていただきます。

1点目、千葉県広域連合ならではの第3期計画の主な特徴について教えてください。

2点目、第3期計画で掲げた目標達成のためにどのような取組を展開していくのか教えてください。

3点目、第3期計画の実効性を高めるための新たな被保険者への効果的なアプローチ策等あれば教えてください。

以上3点、ご答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

稲生広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（稲生敏幸） 私からは、データヘルス計画のうち、計画の主な特徴に関するご質問についてお答えいたします。

第3期データヘルス計画の策定に当たり、後期高齢者医療制度の状況についてですが、令和4年度から団塊の世代の方が後期高齢者入りしたことにより、令和6年度には被保険者数が初めて100万人の大台に乗り、その急増とともに医療費も増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、高齢者の方が自ら他の方の手を借りずに一人で自立して生活していける平均自立期間を男女とも1歳以上延伸という目標を掲げました。この目標を達成するために、1つ目として、健診受診率の向上、2つ目として、歯科健診受診率の進展、3つ目として、令和2年度から実施している保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進の3事業を計画の中心事業として位置づけたところです。

また、最上位に掲げた目標である平均自立期間の延伸を図るために、被保険者やその家族へ健診受診率向上のアプローチとして、新たな取組である健診受診勧奨動画を制作、放映してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 私からは、データヘルス計画のうち目標達成のためにどのような取組をしていくのかについて、まずは目標達成のための取組についてお答えいたします。

1つ目、健診受診率の向上策の主なものとして、1、市町村と連携をいたし、全対象者への受診券の配布を促していくとともに、2、高い受診率の自治体の好事例を他の自治体に紹介し、横展開する等、今まで以上に啓発、周知活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

2つ目、歯科健診受診率の向上策といたしましては、1つ、個別健診を県下協力医療機関の全てで実施していただくよう取り組んでいくとともに、2、県立病院、全市町村の公共施設に歯科健診受診勧奨ポスターの掲示などにより広報に努めてまいりたいと考えております。

3つ目、保健事業と介護予防の一体的実施事業といたしましては、被保険者約100万人の健康寿命や平均自立期間の延伸等を目指すべく、県内54市町村、県及び医師会等の医療関係団体など様々な団体との協力連携体制をより強化いたしまして、そのお力をお借りしながら総力戦を展開してまいりたいと考えております。

3点目になります。新たな被保険者への受診勧奨アプローチ策に関するご質問についてですが、令和6年度は、被保険者に対する全体からのアプローチと一人一人に対する個別アプローチの両面から効率的な働きかけを展開してまいります。

まず、全体アプローチ、これは、健診を受けてみようという社会全体の空気づくりのためのものでございます。具体的には、県内テレビ地上波CMなどを活用した受診勧奨映像動画の放映となります。テレビCMですと年600回程度、高齢者の視聴が比較的高いとされる時間帯をピンポイントで狙って放映するなど、効率的・効果的な映像放映アプローチを研究してまいります。このアプローチは、私たち広域連合にとって初めての試みとなるものです。

次に、個別アプローチ、これは直接その本人に対して、対象者個人に対して、あなた、健診受けてくださいよと受診を働きかけるものです。今回は、国民健康保険などから後期高齢者医療制度へ移行した直後の受診率が落ちる76歳の方を対象に、歯科及び医科健診に合わせた受診勧奨通知を送達いたします。これは、後期高齢者になる直前の国保時代の健診受診習慣をそのまま後期においても継続させるとともに、医科・歯科双方の相

乗効果により医科・歯科ともども受診率アップにつながるものと私どもは考えております。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 山本英司議員。

○11番（山本英司） ご答弁ありがとうございました。

第3期計画の中心に位置づけられる一体的実施事業の重要性、第3期実施計画の特徴、被保険者への働きかけ、アプローチ方法についてよく理解できました。

そして、今回の第3期計画で掲げる被保険者約100万人を対象とした健康寿命の延伸、平均自立期間の1歳延伸の目標達成が大変難しいものであり、その達成のためには広域連合は今まで以上に県や県内の54の全ての市町村との連携協力関係の強化を図っていただき、県、市町村、広域連合が一体となってしっかり進めていただく必要があります、同時に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等医療関係団体との連携体制強化も推し進めていただく必要があることもよく分かりました。

そして、県民約630万人の皆様が生涯にわたる健康の保持・増進、生活の質の維持・向上、実り豊かな輝かしい高齢期を迎えていただくために、広域連合の皆様には、県、市町村、医療関係団体との強固な連携協力体制を築いていただき、その中心となって、ぜひこの計画を実現させていただきたいと強く願ひまして質問を終わります。

私の質問に真摯にご答弁くださいまして、ありがとうございます。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

〔53番 石井芳清 登壇〕

○53番（石井芳清） 53番、御宿町の石井です。

第3期データヘルス計画について伺います。

私は、被保険者の負担は既に限界を超えており、後期高齢者医療制度の抜本的な制度設計の見直しが必要だと考えております。それまでの間、被保険者の唯一の救いは、健診をはじめ、保健事業の推進で健康寿命を延ばすことだと考えています。

第3期データヘルス計画では、平均自立期間の1歳以上の延伸を目標に、医療関係団体との連携協力関係の強化や、県と共に市町村との連携協力関係を強化していくとされています。そして、動画も作成し、被保険者に限らず、その家族や若い方々にも積極的に周知を図っていくとしています。私は、新しい計画を見て、高い目標の設定とその具

体化に対し、果敢に挑戦する意気込みを感じており、評価するものです。

例えば、令和4年度の自治体ごとの健診の状況を見ると、一人か二人増えただけで受診率が大幅に向上する項目もあるようです。たかが一人、二人、されど一人、二人なのかもしれませんが、連合の呼びかけに応え、これだけの体制が心一つに計画の実施に臨めば達成できない目標ではないと考えます。私は、この計画が成功するかどうかの一つの鍵は、初動とその体制にあると考えています。

そこで伺います。

1 点目、初年度の実施体制について。

2 つ目、既に市町村は新年度の予算を策定し終えていると思われませんが、初年度の周知時期の考え方について伺います。

3、県とともに自治体に赴くと記されておりますが、実施部署、職員数及びその分掌について伺います。

4、保険者インセンティブについて伺います。

5、歯科健診と腎疾患に関するエビデンスについて、医療関係者から科学的知見があると伺いました。本連合ではこれについてどのように対応するのか伺いたいと思います。

6、平均自立期間1年延伸と医療費との相関について。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（渡辺賢次） 答弁を求めます。

天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 私からは、データヘルス計画に関するご質問のうち、まずは、1 点目と3 点目は関連がございますので、この2 点につきましては、まず一括してお答えさせていただきます。

保健事業実施に当たりましては、広域連合の職員と県の担当部署の職員で各市町村に赴き、事業の説明や市町村の抱える課題に対する助言などを行っております。保健事業実施体制のうち、実際に市町村に訪問する職員は、広域連合側が事務職員及び保健師合計4名のうち2名程度、及び、千葉県保険指導課ですが、保険指導課側が職員2名程度で訪問しているところでございます。

そして、市町村訪問を効率的・効果的に実施するために、令和6年度は、県、広域連合だけでなくいろいろと考えております。新たに一体的実施事業を開始した自治体等を優先して訪問する方向で進めてまいります。また、広域連合、県が市町村に訪問するだ

けではなく、広域連合主催の保健事業説明会のように市町村から広域連合の説明会に逆に参加していただくなど、双方向での情報共有により県内保健事業の底上げを図ってまいりたいと考えております。

さらに、医師会、歯科医師会等の医療協力関係団体からの市町村への関わりを支援し、広域連合、県だけにとどまらない市町村支援を総力戦で展開し、第3期計画の実現に向けて推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目、初年度の周知時期の考え方に関するご質問についてですが、第3期データヘルス計画の策定に当たりましては、実際に保健事業に当たる市町村の意見を当初から十分に聞きながら進めており、課題及び目標を共有しております。市町村の代表と事務局職員で構成されるデータヘルス計画推進会議を8月、10月、翌年1月と3回行い、現状の分析や中心となる保健事業について審議を重ね策定したものであり、その内容は、今から知らせるのではなく、既に一緒につくっておりますので、市町村に周知されているものと認識しているところでございます。

次に、保険者インセンティブに関するご質問についてですが、国より交付される特別調整交付金の中には、事業の取組に応じて交付される保険者インセンティブという制度がございます。その評価基準は、各保健事業をどれだけの市町村が実施しているか、県内54市町村を分母として、どれだけの市町村がその項目について取り組んでいるかの割合によるものとなっております。

第3期データヘルス計画における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る各取組の目標値につきましては、現状の市町村の取組状況、取組の実施の難易度、市町村の対応状況を聞き取った上で、国の定める保険者インセンティブにおける基準値を参考に設定されたものでございます。

次に、歯科健診と腎疾患に関するエビデンスについてのご質問ですが、当広域連合では、第3期データヘルス計画の中で被保険者の歯科口腔健診を推進しているほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組といたしまして、糖尿病性腎症やその他の重症化予防を通じ、腎疾患の被保険者に対して支援を進めてまいります。今回の計画の中では、歯科口腔健診での歯周病と腎疾患との関連性があるというエビデンスを明確にお示しすることは難しいと考えているところでございます。

最後に、6点目です。平均自立期間と医療費との関連に関するご質問についてですが、当広域連合では第3期データヘルス計画において平均自立期間の1年延伸を上位目標と

いたしました。この平均自立期間とは、出生してから介護保険の要介護２以上の認定に至るまで、つまり、ほかの方の支援がなくても自立して生活できる期間のことを指しております。平均自立期間が長ければ医療費がかからないという相関があるということは、はっきりとは言えませんが、平均自立期間の延伸のために取組を進めていくことで被保険者の方がお住まいの地域、地域で、いつまでも健やかに暮らしていくことにつながっていくものと確信しております。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。

まず、実施体制であります。初動ということで、54市町村、これ全て訪問できるのでしょうか。幾つか選択するような説明があったわけではありますが、具体的に6年度の中で何件、何自治体訪問するのか、その具体的な計画があればお示しをいただきたいというふうに思います。

そして、保険者インセンティブであります。これは特別調整交付金ですか——ということではありますが、これがどうなるんですか。加点があると連合に交付されると、それがどうなるのかという説明まで、今いただけましたでしょうか。どういうふうにその交付金を扱うという計画がおりなのか伺いたいと思います。

それから、歯科健診と腎疾患に関するエビデンスであります。難しいというようなご答弁であったと思われしますが、なぜ難しいのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、それら含めまして、これが第3期データヘルス計画ですね、配付いただいたものであります。それから、これがデータヘルス計画概要版ということで、これも配付いただいたものであるかと思えます。これは、よく見ますと、同じかと思ったら違う部分があるんですね。一般的にデータヘルス計画本編をもって職員は事務に当たるというふうに思います。これ違いがあるのかどうか。違いがあるとすれば、概要版とはせず、この内容に適切な名前に変更したらいいんじゃないかというふうに思うわけであります。

以上について質問いたします。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） ただいま4点ほど再質問があったものと考えております。

まず、6年度の訪問につきましては、6年度から新しく始める12市町に対しまして、優先的に行っていくところまで決まっておりますが、当然めり張りをつけていかないと

効果的になりませんので、これは課内で、そしてまた受け入れる側の、訪問する市町村と協議をしながら最も効果的な訪問スケジュールをつくっていきたいと考えております。

2点目です。インセンティブの関係です。まず、一体的実施事業をした場合、広域連合から自治体に対してお金が行く、それに対して、例えば医療の歯科健診が8割の自治体が行っている場合はたしか2点入ります。国全体の予算は100億ですので、その取った総得点に応じてそれぞれの広域連合が割り振られます。そのお金が広域連合に、全てが賄えるわけじゃないんですが、こちらに入る。まずは広域連合から市町村の一体的実施事業をやっているところに交付金が行き、広域連合は国からお金を頂く、そのようなお金の流れになっております。

3点目、エビデンスの関係です。なぜ難しいのか、これは、広域連合だけではなく様々な研究機関や大学、そのような、一概にはなかなか難しい。私ども、これについてはいろいろと調べたのですけれども、現状においても相関関係はあるんじゃないかと思いつつも、研究途上というものしか見当たらなかったんですね。そうすると、私のほうで明確にこうだこの計画の中で申し上げるのはなかなか難しかろう、つまり、広域連合だけではなかなか手に負えないような大きな研究材料ではないかなということで、難しいという答弁をさせていただいたところでございます。

4点目です。本体にあるものと概要版、確かにご指摘のとおりでございます。では、なぜ概要版に本体にないものが入っているのか、それは、市町村、被保険者のアプローチ策です。アプローチ策は本体に入れるというよりも概要版で皆様にお知らせしたいという思いを強く表したところで、それが概要版といいながら、被保険者に対してアプローチ策を追加してしまった、この点については、我々、課内で考えてみたいと思います。

○議長（渡辺賢次） 石井芳清議員。

○53番（石井芳清） 53番、石井です。

最後に、この初動が大切だというふうに私は考えておりますが、連合長に、大変苦慮した答弁だったと思います。幾度も指摘をさせていただいておりますが、3年での交代制、それから、今回のこのデータヘルス、連合長もしっかりと行っていききたいやの発言も先ほどあったかと思えます。ぜひ、その体制を充実させていただきたいと思いますが、それについて連合長の答弁を求めるものであります。

○議長（渡辺賢次） 天野給付管理課長。

○給付管理課長（天野武彦） 広域連合として、確かに与えられた人、体制の中でどれだ

けのことができるのか。その体制について言い訳するのではなく、与えられた環境の中で、できない理由を探すのではなく、できる理由を大きく育てていく。そして、2人いるのであれば、1人は残し、1人は事務を引き継いでいく、事務については全てマニュアル化をしていく、そして決裁には全て根拠をつける、そういう形でスキルが落ちないように、そして方針が落ちていかないように、方向性やクオリティーが下がらないように、少しずつ努力しながらプロ意識を持って今後この事業に当たっていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~

○議長（渡辺賢次） 以上で一般質問を終結いたします。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（渡辺賢次） 日程第15、委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会において調査中の事件につき、委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺賢次） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎閉議宣告

○議長（渡辺賢次） 以上をもって本日の会議を閉じます。

---

◎閉会宣告

○議長（渡辺賢次） これをもって令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉議・閉会 午前11時54分

## 会 議 録 署 名 議 員

議 長 渡 辺 賢 次

副 議 長 青 木 悦 子

会議録署名議員 古 坂 勇 人

会議録署名議員 加 藤 喜 男

## 議 決 結 果

| 議案番号   | 件 名                                                    | 議決年月日    | 議決の結果 |
|--------|--------------------------------------------------------|----------|-------|
| 発議案第1号 | 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                  | 令和6年2月9日 | 全会可決  |
| 議案第1号  | 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について             | 〃        | 全会可決  |
| 議案第2号  | 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 〃        | 全会可決  |
| 議案第3号  | 千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 〃        | 全会可決  |
| 議案第4号  | 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について           | 〃        | 多数可決  |
| 議案第5号  | 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）                       | 〃        | 全会可決  |
| 議案第6号  | 令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）                       | 〃        | 全会可決  |
| 議案第7号  | 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                              | 〃        | 多数可決  |
| 議案第8号  | 令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算                              | 〃        | 多数可決  |
| 請願第1号  | 令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願                     | ——       | 議決不要  |

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

令和6年2月9日 現在

| No. | 氏 名       | ふ り が な   | 市 町 村 名 |
|-----|-----------|-----------|---------|
| 1   | 麻 生 紀 雄   | あそう のりお   | 千葉市     |
| 2   | 広 野 恭 代   | ひろの やすよ   | 銚子市     |
| 3   | 増 田 好 秀   | ますだ よしひで  | 市川市     |
| 4   | 渡 辺 賢 次   | わたなべ けんじ  | 船橋市     |
| 5   | 秋 山 光 章   | あきやま みつあき | 館山市     |
| 6   | 渡 辺 厚 子   | わたなべ あつこ  | 木更津市    |
| 7   | 鈴 木 智 明   | すずき ともあき  | 松戸市     |
| 8   | 山 口 克 己   | やまぐち かつみ  | 野田市     |
| 9   | 金 坂 道 人   | かねさか みちひと | 茂原市     |
| 10  | 神 崎 利 一   | かんざき としかず | 成田市     |
| 11  | 山 本 英 司   | やまもと えいじ  | 佐倉市     |
| 12  | 上 野 高 志   | うえの たかし   | 東金市     |
| 13  | 宮 内 保     | みやうち たもつ  | 旭市      |
| 14  | 佐 野 正 人   | さの まさと    | 習志野市    |
| 15  | 松 本 寛 道   | まつもと ひろみち | 柏市      |
| 16  | 松 崎 栄 二   | まつざき えいじ  | 勝浦市     |
| 17  | 安 在 尚 太   | あんざい しょうた | 市原市     |
| 18  | 渡 辺 仁 二   | わたなべ じんじ  | 流山市     |
| 19  | 末 永 隆     | すえなが たかし  | 八千代市    |
| 20  | 内 田 美 恵 子 | うちだ みえこ   | 我孫子市    |
| 21  | 川 股 盛 二   | かわまた せいじ  | 鴨川市     |
| 22  | 泉 川 洋 二   | いずみかわ ようじ | 鎌ヶ谷市    |
| 23  | 奈 良 輪 政 五 | ならわ せいご   | 君津市     |
| 24  | 石 井 志 郎   | いしい しろう   | 富津市     |
| 25  | 斉 藤 哲     | さいとう あきら  | 浦安市     |
| 26  | 阿 部 百 合 子 | あべ ゆりこ    | 四街道市    |
| 27  | 小 国 勇     | おぐに いさむ   | 袖ヶ浦市    |

◎議長

議会運営委員長

議会運営副委員長

| No. | 氏 名       | ふ り が な    | 市 町 村 名 |
|-----|-----------|------------|---------|
| 28  | 栗 林 澄 恵   | くりばやし すみえ  | 八街市     |
| 29  | 金 丸 和 史   | かなまる かずふみ  | 印西市     |
| 30  | 荒 井 靖 行   | あらい やすゆき   | 白井市     |
| 31  | 荒 野 峰 之   | あらの みねゆき   | 富里市     |
| 32  | 長 谷 川 博   | はせがわ ひろし   | 南房総市    |
| 33  | 石 田 加 代   | いしだ かよ     | 匝瑳市     |
| 34  | 久 保 木 清 司 | くぼき せいじ    | 香取市     |
| 35  | 石 川 和 久   | いしかわ かずひさ  | 山武市     |
| 36  | 半 場 新 一   | はんば しんいち   | いすみ市    |
| 37  | 田 辺 正 弘   | たなべ まさひろ   | 大網白里市   |
| 38  | 白 井 則 邦   | しらい のりくに   | 酒々井町    |
| 39  | 藤 村 勉     | ふじむら つとむ   | 栄町      |
| 40  | 石 橋 伸 一   | いしばし しんいち  | 神崎町     |
| 41  | 高 坂 恭 子   | こうさか きょうこ  | 多古町     |
| 42  | 桜 井 莊 一   | さくらい しょういち | 東庄町     |
| 43  | 鎗 田 貴 俊   | やりた たかとし   | 九十九里町   |
| 44  | 岩 澤 達 弥   | いわさわ たつや   | 芝山町     |
| 45  | 川 島 富 士 子 | かわしま ふじこ   | 横芝光町    |
| 46  | 大 橋 照 雄   | おおはし てるお   | 一宮町     |
| 47  | 島 貫 孝     | しまぬき たかし   | 睦沢町     |
| 48  | 阿 井 市 郎   | あい いちろう    | 長生村     |
| 49  | 大 多 和 正 夫 | おおたわ まさお   | 白子町     |
| 50  | 古 坂 勇 人   | こさか はやと    | 長柄町     |
| 51  | 加 藤 喜 男   | かとう よしお    | 長南町     |
| 52  | 麻 生 勇     | あそう いさむ    | 大多喜町    |
| 53  | 石 井 芳 清   | いしい よしきよ   | 御宿町     |
| 54  | 青 木 悦 子   | あおき えつこ    | 鋸南町     |

○副議長

令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会議席表

```

graph TD
    G[千葉県知事  
筒井 亮子] --> C[千葉県庁舎  
稲生 敏幸]
    G --> S[千葉市  
渡辺 賢次]
    G --> H[船橋市  
井崎 義治]
    G --> M[市川市  
松尾 昇]
    G --> K[議会事務局書記]
    G --> J[局長  
天野 武彦]
    G --> K1[副広域連合長  
岩田 利雄]
    G --> K2[広域連合長]
    G --> K3[議長  
渡辺 賢次]
    G --> K4[議会事務局局長  
市川市 松尾 昇]
    J --> J1[給付管理課長補佐  
工藤 哲]
    J --> J2[資格保険料課長補佐  
久保田 英志]
    J --> J3[総務課長補佐  
八千代市 安原 寛]
    J1 --> J1_1[給付管理課長  
松戸市 天野 武彦]
    J2 --> J2_1[資格保険料課長  
船橋市 服部 茂樹]
    J3 --> J3_1[総務課長  
千葉県 石橋 雅人]
    
```

The organizational chart of the Chiba Prefectural Government is structured as follows:

- 知事 (Governor):** 筒井 亮子 (Tsuji Ryouko)
- 副知事 (Deputy Governor):** 稲生 敏幸 (Inoue Toshimitsu)
- 市長 (Mayor):** 千葉市 渡辺 賢次 (Chiba City Watanabe Kenji)
- 市長 (Mayor):** 船橋市 井崎 義治 (Funabashi City Iizaki Yoshitake)
- 市長 (Mayor):** 市川市 松尾 昇 (Matsukawa City Matsuo Noboru)
- 議会事務局書記 (Parliamentary Affairs Office Secretary):** 議会事務局書記
- 局長 (Chief of Bureau):** 天野 武彦 (Amano Tetsuhiko)
- 副広域連合長 (Deputy Regional Cooperation Chief):** 岩田 利雄 (Iwata Takanori)
- 広域連合長 (Regional Cooperation Chief):** 広域連合長
- 議長 (Chairman):** 議長
- 議会事務局局長 (Parliamentary Affairs Office Chief):** 市川市 松尾 昇 (Matsukawa City Matsuo Noboru)
- 課長補佐 (Assistant Section Chief):**
  - 給付管理課長補佐: 工藤 哲 (Kudo Tetsu)
  - 資格保険料課長補佐: 久保田 英志 (Kubota Eishi)
  - 総務課長補佐: 八千代市 安原 寛 (Yokkaichiji Yasahiro)
- 課長 (Section Chief):**
  - 給付管理課長: 松戸市 天野 武彦 (Matsudo City Amano Tetsuhiko)
  - 資格保険料課長: 船橋市 服部 茂樹 (Funabashi City Hattori Shigenori)
  - 総務課長: 千葉県 石橋 雅人 (Chiba Prefecture Ishibashi Masahito)

|                                 |                                      |                                     |                                |                                     |                                     |                                |                                      |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 9<br>金茂<br>坂原<br>市道<br>人        | 8<br>山野<br>田山<br>口市<br>克<br>己        | 7<br>鈴木<br>松戸<br>市市<br>智<br>明       | 6<br>渡木<br>辺更<br>津市<br>厚<br>子  | 5<br>秋館<br>山山<br>市市<br>光<br>章       | 4<br>渡船<br>辺橋<br>市市<br>賢<br>次       | 3<br>増市<br>田川<br>市市<br>好<br>秀  | 2<br>広銚<br>野子<br>市市<br>恭<br>代        | 1<br>麻千<br>生葉<br>市市<br>紀<br>雄        |
| 18<br>渡流<br>辺山<br>市市<br>仁<br>二  | 17<br>安市<br>原市<br>市<br>尚<br>太        | 16<br>松勝<br>崎市<br>浦市<br>市<br>栄<br>二 | 15<br>松柏<br>本市<br>市<br>寛<br>道  | 14<br>佐習<br>野志<br>野市<br>市<br>正<br>人 | 13<br>宮旭<br>内市<br>市<br>保            | 12<br>上東<br>野金<br>市市<br>高<br>志 | 11<br>山佐<br>本倉<br>市市<br>英<br>司       | 10<br>神成<br>崎田<br>市市<br>利<br>一       |
| 27<br>小袖<br>国ヶ<br>浦市<br>市<br>勇  | 26<br>阿四<br>部街<br>道市<br>市<br>百<br>合子 | 25<br>斉浦<br>藤安市<br>市<br>哲           | 24<br>石富<br>井津<br>市市<br>志<br>郎 | 23<br>奈君<br>良津<br>輪市<br>市<br>政<br>五 | 22<br>泉鎌<br>川ヶ<br>谷市<br>市<br>洋<br>二 | 21<br>川鴨<br>股川<br>市市<br>盛<br>二 | 20<br>内我<br>田孫<br>美子<br>市市<br>恵<br>子 | 19<br>末八<br>永千<br>代市<br>市<br>隆       |
| 36<br>半い<br>場す<br>市新<br>一市      | 35<br>石山<br>川武<br>市市<br>和<br>久       | 34<br>久香<br>保取<br>木市<br>市<br>清<br>司 | 33<br>石匠<br>田磋<br>市市<br>加<br>代 | 32<br>長南<br>谷房<br>川総<br>市市<br>博     | 31<br>荒富<br>野里<br>市市<br>峰<br>之      | 30<br>荒白<br>井井<br>市市<br>靖<br>行 | 29<br>金印<br>丸西<br>市市<br>和<br>史       | 28<br>栗八<br>林街<br>市市<br>澄<br>恵       |
| 45<br>川横<br>島芝<br>富光<br>士町<br>子 | 44<br>岩芝<br>澤山<br>達町<br>弥            | 43<br>鍵九<br>田十<br>貴里<br>俊町          | 42<br>桜東<br>井庄<br>市市<br>莊<br>一 | 41<br>高多<br>坂古<br>町市<br>恭<br>子      | 40<br>石神<br>橋崎<br>町市<br>伸<br>一      | 39<br>藤栄<br>村町<br>市<br>勉       | 38<br>白酒<br>井々<br>井町<br>市<br>則<br>邦  | 37<br>田大<br>辺網<br>正白<br>里市<br>市<br>弘 |
| 54<br>青鋸<br>木南<br>町市<br>悦<br>子  | 53<br>石御<br>井宿<br>町市<br>芳<br>清       | 52<br>麻大<br>生多<br>喜町<br>市<br>勇      | 51<br>加長<br>藤南<br>町市<br>喜<br>男 | 50<br>古長<br>坂柄<br>町市<br>勇<br>人      | 49<br>大多<br>和白<br>子町<br>市<br>正<br>夫 | 48<br>阿長<br>井生<br>村市<br>市<br>郎 | 47<br>島睦<br>貫沢<br>町市<br>孝            | 46<br>大一<br>橋宮<br>町市<br>照<br>雄       |

## 辞職許可議員一覧

令和 6 年 2 月 9 日現在

| 議席<br>番号 | 氏 名   | 市町村名 | 辞職許可日            |
|----------|-------|------|------------------|
| 33       | 石橋 春雄 | 匝瑳市  | 令和 5 年 1 2 月 1 日 |

## 議会運営委員の選任について（委員会条例第5条）

令和6年2月9日現在

| 議席<br>番号 | 氏 名   | 市町村名  | 選任日       |
|----------|-------|-------|-----------|
| 33       | 石田 加代 | 匝瑳市   | 令和5年12月1日 |
| 37       | 田辺 正弘 | 大網白里市 | 令和5年12月4日 |

令和6年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会

説明員出席者一覧表

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 広域連合長                     | 井崎 義治  |
| 副広域連合長                    | 岩田 利雄  |
| 局長                        | 稲生 敏幸  |
| 次長<br>(会計管理者兼務)           | 筒井 亮子  |
| 総務課長                      | 石橋 雅人  |
| 資格保険料課長                   | 服部 茂樹  |
| 給付管理課長                    | 天野 武彦  |
| 総務課課長補佐<br>(監査委員事務局 局長併任) | 安原 寛   |
| 資格保険料課課長補佐                | 久保田 英志 |
| 給付管理課課長補佐                 | 工藤 哲   |

令和5年11月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 木下 勉  
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和5年11月27日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況  
令和5年度10月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和5年12月22日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 木下 勉  
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和5年12月22日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況  
令和5年度11月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

令和 6 年 1 月 2 9 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議長 渡辺 賢次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 木下 勉  
監査委員 麻生 紀雄



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第 3 項の規定により検査の結果に関する報告を下記のとおり提出いたします。

記

- 1 検査実施日 令和 6 年 1 月 2 9 日
- 2 検査対象 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び預金の出納保管状況  
令和 5 年度 1 2 月分

3 検査資料

- （1）収支現計表
- （2）歳入歳出外現金受払表
- （3）主な収入、支出一覧表
- （4）歳入歳出月計表
- （5）現金出納簿、日計表
- （6）歳計現金残高調書
- （7）有価証券(基金等)明細書
- （8）残高証明書
- （9）収入及び支出の証拠書その他関係書類

4 検査手続き

検査の対象となった一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、現金、預金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査を実施した。

5 検査結果

収支計算書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、金融機関の預金状況を照合した結果、一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金に計数上の誤りは認められなかった。

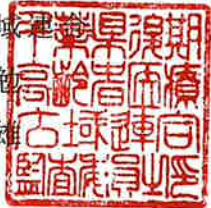
千 広 監 第 2 5 号  
令和 5 年 1 2 月 2 2 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
議 長 渡 辺 賢 次 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木 下

監査委員 麻 生 紀 雄



令和 5 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査実施日

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

2 監査対象

令和 5 年 4 月から 1 0 月までに執行された令和 5 年度の財務に関する事務

3 監査資料

- (1) 組織図
- (2) 歳入・歳出予算執行状況
- (3) 契約の状況
- (4) 補助金等交付調書
- (5) 主要な施策の成果
- (6) 経理関係等文書綴
- (7) その他関係文書綴

4 監査手続き

監査の対象となった財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、各所管より関係書類の提出を求め、関係帳簿等の照合を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 監査結果

令和 5 年 4 月から 1 0 月までの収入事務、支出事務、契約事務の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

令和6年1月26日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 渡辺賢次 様

議会運営委員長 松崎 栄



### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、下記事項について令和6年第1回定例会以降の閉会中も、なお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

#### 2 理由

議案、請願等の審査に資するため



## 請 願 文 書 表

1. 請願第1号 令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願

1. 受理年月日 令和6年2月2日

1. 紹介議員 石井芳清

1. 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないよう求める請願

### 【請願趣旨】

11月9日開催の令和5年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、75歳以上の後期高齢者医療保険料引き上げ試算額が報告事項として示されました。

御承知のとおり、昨今の物価高騰、特に食料品をはじめとした生活必需品の値上げに日々の生活は大変厳しくなっています。

「後期高齢者医療制度」の加入対象者は、2008年4月までは「国民健康保険」または「被用者保険」に加入していました。引き下げが続く年金と一昨年10月からの窓口負担の2割化、さらに低い年金からの天引きによる保険料の徴収が多くの加入者の暮らしを困難にしています。

昨年、私どもが実施した後期高齢者へのアンケートでは、約8割の方が「保険料が高い」、5割近くの方が「無理して支払い」と回答しています。「無理して支払い」では「生活費を削って」が5割を占めています。

高齢者の多くは低年金での暮らしです。このような状況の中での後期高齢者医療保険料の引き上げは、必要な医療機関へのアクセスを躊躇することにつながることを懸念されます。

加入者の暮らしと働き方、健康の実態や保険料滞納者の実情を踏まえ、いつでもだれもが安心して必要な医療にかかることができる社会保障としてふさわしい制度にしていくことが緊急かつ切実に求められています。

以上の趣旨により、下記事項についてお願いいたします。

**【請願項目】**

1. 令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料を引き上げないこと。

以 上

令和6年2月2日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

議 長      渡 辺 賢 次      様

令和 6 年第 1 回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
議案質疑通告者一覧表

令和6年2月9日

| 順位 | 議案番号        | No. | 通 告 者   | 市 町 村 名 |
|----|-------------|-----|---------|---------|
| 1  | 第 4 号       | 2   | 広 野 恭 代 | 銚子市     |
| 2  | 第 4、 7、 8 号 | 53  | 石 井 芳 清 | 御宿町     |

令和6年第1回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
議案質疑通告書写

令和6年2月9日

| 順位 | 通 告 者        | 議案<br>No. | 発 言 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                      |
|----|--------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 広野恭代<br>(2)  | 4         | (1) これまでの保険料率の改定と比較して、何に<br>重点を置いたのか<br>(2) 被保険者への周知について                                                                                                                                                                       |
| 2  | 石井芳清<br>(53) | 4         | (1) 物価高騰により国も給付金等経済の底上げを<br>図っている中で、令和4・5年度より一人当た<br>り年間保険料額4152円増の提案について連合<br>長の考えを問う。<br>(2) 「県と協議し知事の承認を得た」、その内容<br>について<br>(3) 基金を70億円から100億円に増額した理由につ<br>いて                                                               |
|    |              | 7         | (1) P17 一般管理費 懇談会委員謝礼 本年度の<br>実施方法について<br>(2) P18 一般管理費 ポスター等の作成委託料及<br>びホームページ作成システム再構築業務委託<br>料の内容と契約方法について                                                                                                                  |
|    |              | 8         | ・P47 一般管理費 資格管理事務費<br>ア. 被保険者証の発行方針について<br>イ. 停電等何らかの理由でカードの読み取りが<br>できない場合の対応について<br>ウ. マイナンバーカード保険証で情報漏洩など<br>事故があった場合の責任の所在について<br>エ. 紙の被保険者証を紛失した場合の対応につ<br>いて<br>オ. マイナンバーカードを返納した場合の対応<br>について<br>カ. 資格確認書と被保険者証との差異について |

令和6年第1回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
討論通告者一覧表

令和6年2月9日

| 議案番号   | No. | 通 告 者   | 市 町 村 名 | 賛成・反対の別 |
|--------|-----|---------|---------|---------|
| 第 8 号  | 52  | 麻 生 勇   | 大 多 喜 町 | 賛成      |
| 発議案第1号 | 53  | 石 井 芳 清 | 御 宿 町   | 賛成      |
| 第 4 号  | 53  | 石 井 芳 清 | 御 宿 町   | 反対      |
| 第 7 号  |     |         |         |         |
| 第 8 号  |     |         |         |         |

令和 6 年第 1 回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
一般質問通告者一覧表

令和6年2月9日

| 通告<br>順位 | No. | 通 告 者   | 市町村名 |
|----------|-----|---------|------|
| 1        | 3   | 増 田 好 秀 | 市川市  |
| 2        | 11  | 山 本 英 司 | 佐倉市  |
| 3        | 53  | 石 井 芳 清 | 御宿町  |

令和6年第1回  
千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
一般質問通告書写

令和6年2月9日

| 通告<br>順位 | 通 告 者        | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 増田好秀<br>(3)  | <p>○広域連合の運営について</p> <p>増加する被保険者数に比例して増大する医療費、また国の医療・介護制度の改革等に向けた取組や、健康保険証の廃止への円滑な対応など、山積する課題を抱える中、来年度の予算編成も踏まえ、広域連合をどのように運営しているのか、連合長の考えを伺う。</p>                                                                                              |
| 2        | 山本英司<br>(11) | <p>○第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）について</p> <p>(1) 千葉県後期高齢者医療広域連合ならではの第3期高齢者保健事業実施計画の特徴について伺う</p> <p>(2) 第3期高齢者保健事業実施計画で掲げた目標を達成するために行う取組について伺う</p> <p>(3) 第3期高齢者保健事業実施計画の実効性を高めるための新たな被保険者へのアプローチについて伺う</p>                                         |
| 3        | 石井芳清<br>(53) | <p>○第3期データヘルス計画について</p> <p>(1) 初年度の実施体制について</p> <p>(2) 既に市町村は新年度の予算を策定し終えているが、初年度の周知時期の考え方について</p> <p>(3) 県とともに自治体に赴くとのことだが、実施部署、職員数及び分掌について</p> <p>(4) 保険者インセンティブについて</p> <p>(5) 歯科健診と腎疾患に関するエビデンスについて</p> <p>(6) 平均自立期間1年延伸と医療費との相関について</p> |

